

千葉県文化芸術の振興に関する条例

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反

映されるよう配慮されなければならない。

- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

(県民の関心及び理解)

第四条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

(国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携)

第五条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第六条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第七条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 3 知事は、第一項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

- 4 知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(芸術の振興)

第八条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第十三条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第十五条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の鑑賞等の機会の充実)

第十七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民の文化芸術活動の充実)

第十八条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(教育における文化芸術活動の充実)

第十九条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域の歴史的又は文化的景観の保全等)

第二十一条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第二十二条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。